

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の概要

## <計画の位置づけ>

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援新法」）」第8条第1項に基づく県計画
- 第5次福岡県男女共同参画計画における、施策の柱2「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の（1）「人権を侵害する暴力の根絶」及び（2）「生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援」を重点的に推進するための計画

## <計画期間>

令和6年度～7年度※  
（2年間）  
※第5次男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度）の終期

<p><b>&lt;計画策定の趣旨&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など、多様化、複合化、複雑化。</li> <li>・女性が女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、自立して暮らせる社会の実現を図るため、「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」が令和4年5月成立、6年4月施行予定。</li> <li>・都道府県には、基本計画の策定義務あり。法の趣旨を踏まえ、女性に対する施策を総合的かつ計画的に展開するため、本計画を策定するもの。</li> </ul>	<p><b>柱1 誰もが安心して相談できる体制の充実</b></p> <p>(1) 支援対象者の状況に応じた相談体制の充実 ア 女性相談支援センター等の充実 イ 職務関係者の相談・援助技術の向上 ウ 既存の相談窓口との連携</p> <p>(2) 外国人、障がいのある人、高齢者への適切な対応</p> <p>(3) アウトリーチ、居場所の提供等による支援対象者の早期把握 ア 相談窓口の周知 イ 早期把握及び適切な対応の確保 ウ 若年者への支援</p>	<p><b>柱2 一時保護体制の充実</b></p> <p>(1) 一時保護体制の充実及び状況に応じた支援</p> <p>(2) 同伴児童等への支援 ア 児童相談所等との連携 イ 同伴する子どもの心理的ケアの充実</p> <p>(3) 心理的ケアの充実</p>	<p><b>柱3 生活の安定に向けた支援</b></p> <p>(1) 住宅の確保支援 ア 公営住宅への入居支援 イ 民間住宅への入居支援</p> <p>(2) 自立のための支援 ア 就業の支援 イ 女性自立支援施設における自立支援 ウ 福祉制度の活用 エ 民間団体と連携した継続支援 オ 適正な情報の管理 カ 法律相談に関する情報提供</p> <p>(3) 心理的ケアの充実 【再掲】</p>	<p><b>柱4 関係団体との連携による支援の推進</b></p> <p>(1) 民間団体との連携</p> <p>(2) 市町村との連携</p> <p>(3) 支援調整会議の開催</p> <p>(4) 人材育成・研修</p>	<p><b>柱5 教育・啓発の推進</b></p> <p>(1) 人権教育・啓発の推進</p> <p>(2) 様々な機会を活用した幅広い啓発の推進</p>
---	---	--	---	--	---

## <課題>

- ・相談件数は増加傾向。相談内容も多岐にわたる。相談支援機能の強化が必要。
- ・潜在化している支援対象の方を早期把握し、支援に結び付けることが必要。
- ・複合的な困難を抱える支援対象者には、様々な民間団体・関係機関が連携して支援にあたる必要がある。
- ・本人の意向にも配慮し、一時保護のほか民間シェルターや社会福祉施設の活用も検討。
- ・支援の主体として規定された市町村に対し、計画策定、女性相談支援員設置、情報提供、研修実施等の支援。

**<計画のポイント>**

- (1) 相談支援機能の強化
- (2) 要支援者の早期把握と支援の提供
- (3) 民間団体等、関係機関の連携による支援
- (4) 状況に応じた一時保護等
- (5) 市町村に対する支援実施

成果指標	現状	目標
民間支援団体ネットワークへの参加団体数	0 団体 (R5年度)	3 6 団体
困難な問題を抱える女性への支援に係る市町村基本計画を策定した市町村数	0 団体 (R5年度)	1 3 団体